

論点Ⅰ 関連資料

(その１ 消防団員の処遇、装備等)

- 1 消防団員数の推移等
- 2 報酬・手当等について
- 3 広域応援について
- 4 装備について
- 5 教育・訓練について

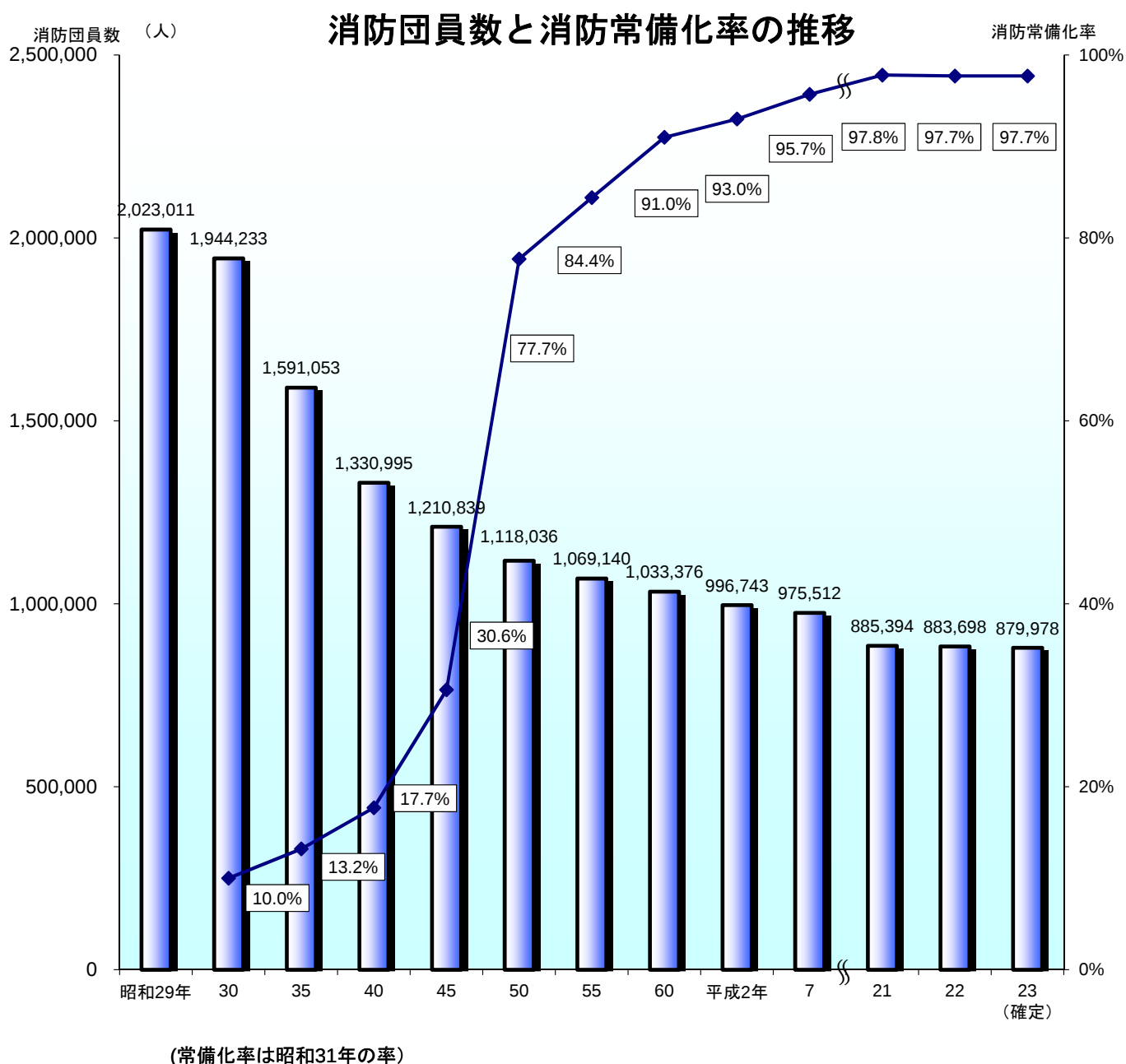
平成 23 年 4 月 1 日現在の消防団員数について＜確定値＞

※岩手県、宮城県、福島県は平成 22 年 4 月 1 日現在

＜防災課消防団係＞

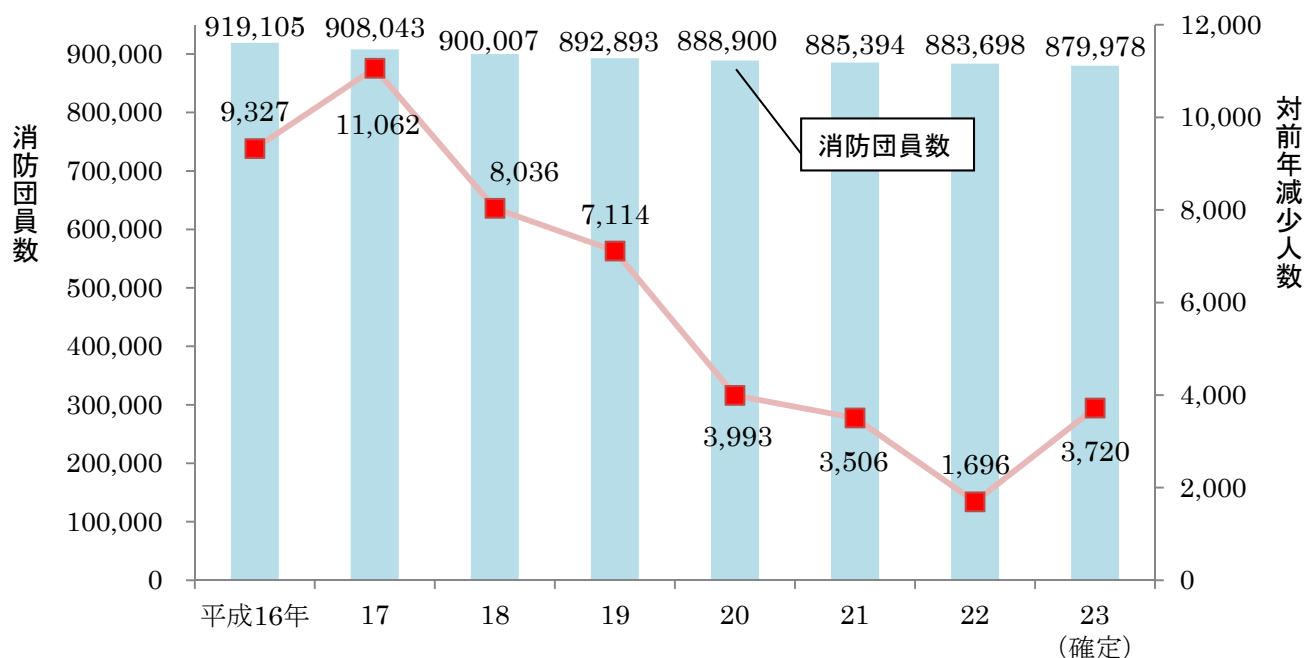
1 消防団・消防団員の現況

- ① 消防団数：2,263 団（全国すべての市町村に設置）
- ② 消防分団数：22,839 分団
- ③ 消防団員数：879,978 人（前年度より 3,720 人減少）



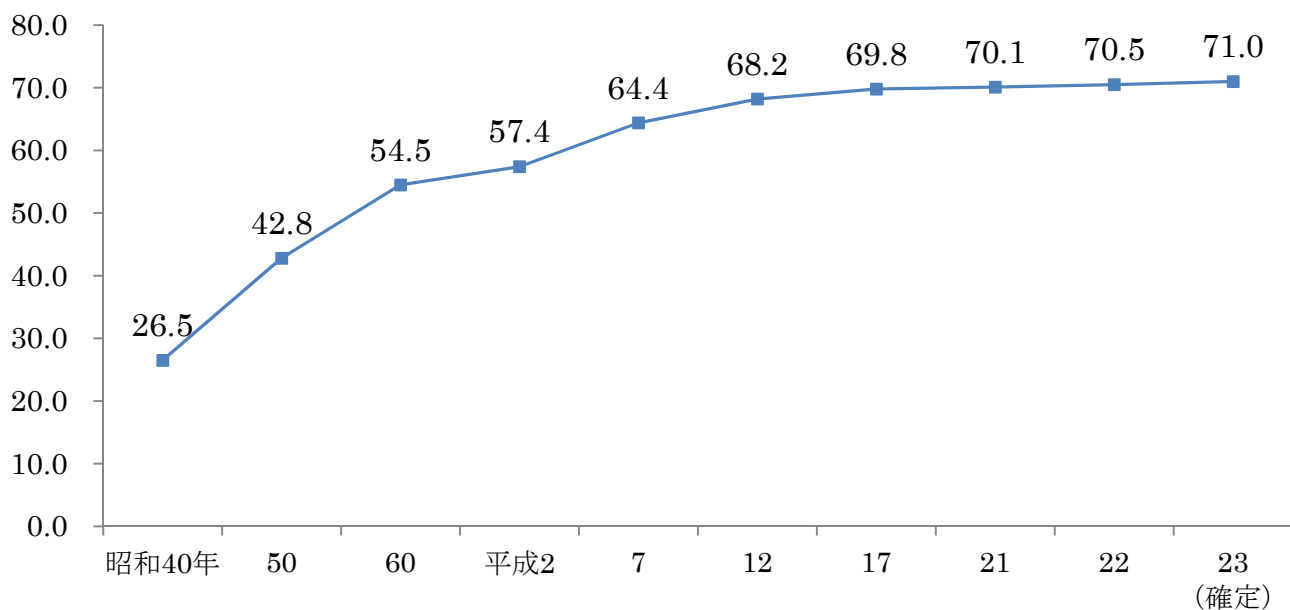
- 2 対前年減少人数は、平成17年をピークに年々小さくなっていったが、平成23年は3,720人減少している。

消防団員の対前年減少人数の推移



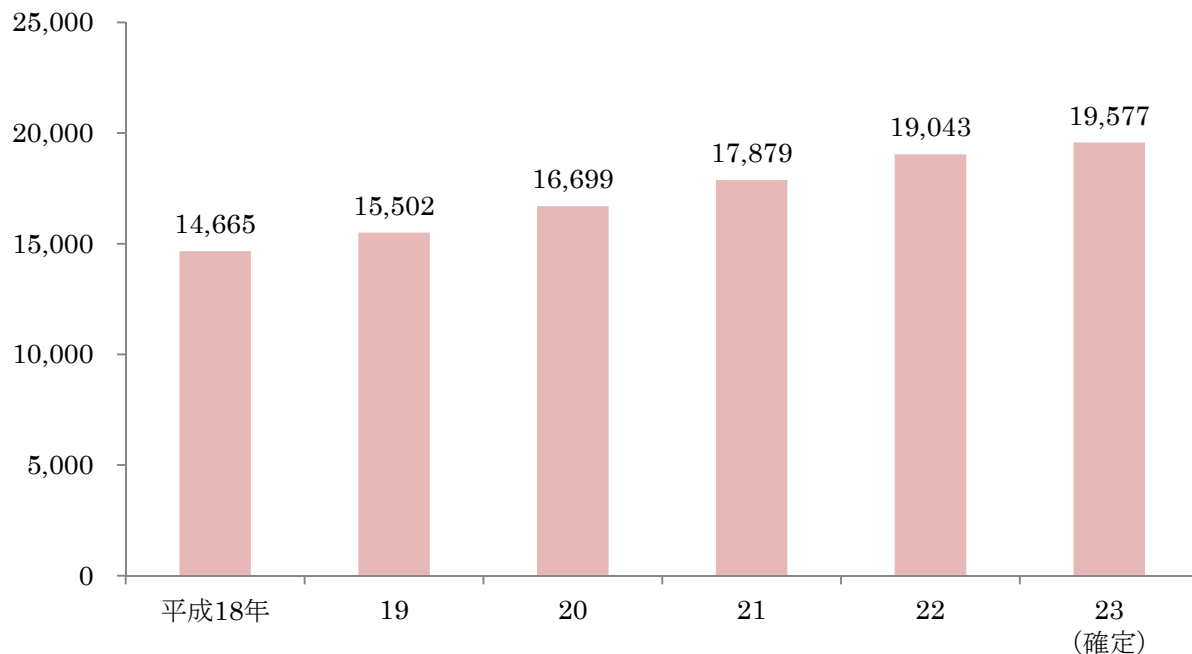
- 3 就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は71.0%となった。

被雇用者団員比率の推移



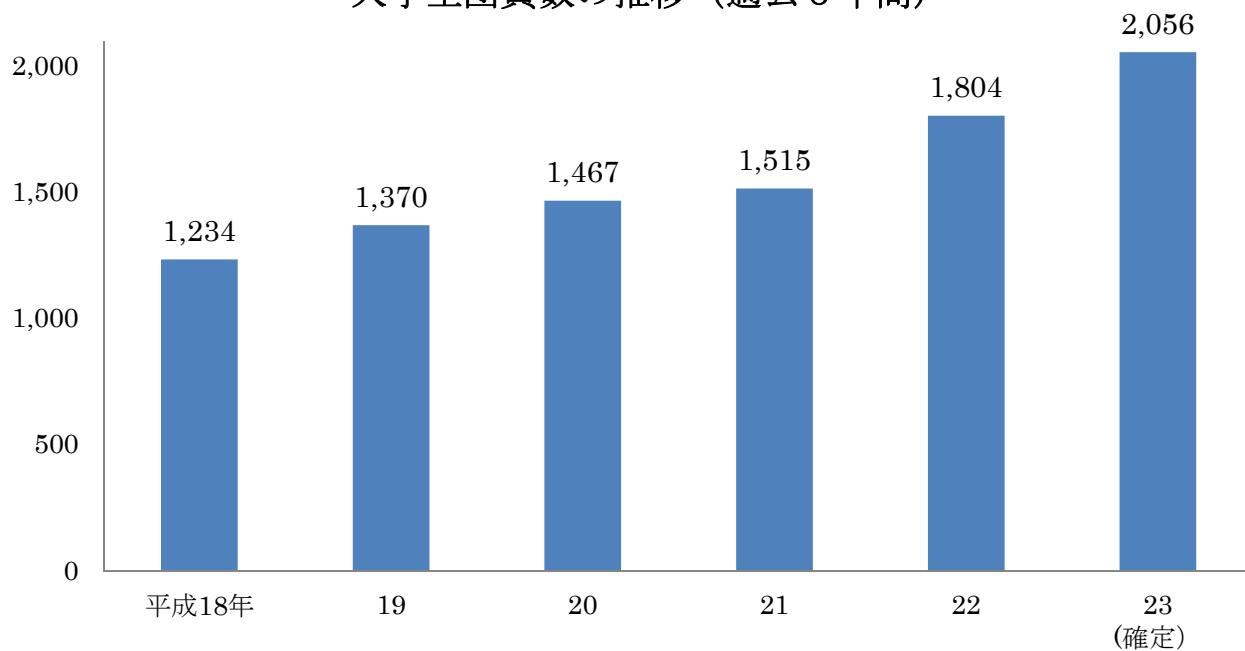
- 4 女性消防団員数は 19,577 人で全体の 2.2%であり、前年度より 534 人増加した。消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加しており、5 年前の平成 18 年に比べ、1.3 倍の 4,912 人増加した。

女性消防団員数の推移（過去 6 年間）



- 5 学生（専門学校生を含む）の消防団員数は 2,056 人であり、前年度より 252 人増加した。学生の消防団員数についても年々増加しており、5 年前の平成 18 年に比べ、1.7 倍の 822 人増加した。

大学生団員数の推移（過去 6 年間）



消防団員数の人口比等

1 消防団員数の人口比

消防団員数の人口比 (%)	都道府県数	都道府県名
2.0 以上	2	山形県、佐賀県
1.5 以上 2.0 未満	9	岩手県、秋田県、福島県、新潟県 山梨県、長野県、島根県、岡山県、熊本県
1.0 以上 1.5 未満	9	青森県、岐阜県、和歌山県、徳島県 愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県
0.5 以上 1.0 未満	18	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県 富山県、福井県、静岡県、三重県 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県 鳥取県、広島県、山口県、香川県 福岡県、鹿児島県
0.5 未満	9	北海道、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、沖縄県
合 計	47	

2 消防職員数の人口比

消防職員数の人口比 (%)	都道府県数	都道府県名
0.175 以上	2	青森県、秋田県
0.150 以上 0.175 未満	5	北海道、東京都、福井県 島根県、高知県
0.125 以上 0.150 未満	19	岩手県、宮城県、山形県、茨城県 千葉県、新潟県、石川県、山梨県 岐阜県、三重県、京都府、奈良県 和歌山県、鳥取県、広島県、山口県 徳島県、大分県、鹿児島県
0.100 以上 0.125 未満	19	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県 神奈川県、富山県、長野県、静岡県 愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県 岡山県、香川県、愛媛県、佐賀県 長崎県、熊本県、沖縄県
0.100 未満	2	福岡県、宮崎県
合 計	47	

※ 平成 23 年度消防防災・震災対策現況調査（平成 23 年 4 月 1 日）から作成。ただし、岩手県・宮城県・福島県は平成 22 年 4 月 1 日現在。

消防団員数(都道府県別人口比)

	都道府県名	人口(人)	条例定数(人)	団員実数(人)	条例定数と 団員実数の差	団員実数 の人口比(%)
1	北海道	5,498,916	28,711	26,287	2,424	0.48
2	青森県	1,395,886	21,698	19,830	1,868	1.42
3	岩手県	1,345,007	26,488	23,420	3,068	1.74
4	宮城県	2,329,344	23,651	21,681	1,970	0.93
5	秋田県	1,097,588	20,166	17,875	2,291	1.63
6	山形県	1,168,752	27,407	26,046	1,361	2.23
7	福島県	2,051,626	37,180	35,340	1,840	1.72
8	茨城県	2,973,174	26,302	24,281	2,021	0.82
9	栃木県	1,995,901	15,896	15,022	874	0.75
10	群馬県	1,998,558	12,826	11,918	908	0.60
11	埼玉県	7,140,929	15,529	14,271	1,258	0.20
12	千葉県	6,161,921	29,018	27,138	1,880	0.44
13	東京都	12,662,461	26,484	24,472	2,012	0.19
14	神奈川県	8,906,590	20,071	18,356	1,715	0.21
15	新潟県	2,378,853	41,236	39,094	2,142	1.64
16	富山県	1,092,885	10,140	9,618	522	0.88
17	石川県	1,160,206	5,727	5,329	398	0.46
18	福井県	806,428	5,906	5,656	250	0.70
19	山梨県	860,559	16,651	15,398	1,253	1.79
20	長野県	2,153,802	38,033	36,261	1,772	1.68
21	岐阜県	2,076,675	22,452	21,212	1,240	1.02
22	静岡県	3,760,801	22,459	21,115	1,344	0.56
23	愛知県	7,249,626	25,537	23,991	1,546	0.33
24	三重県	1,844,293	14,613	13,964	649	0.76
25	滋賀県	1,390,927	9,763	9,342	421	0.67
26	京都府	2,547,225	19,800	18,392	1,408	0.72
27	大阪府	8,681,623	11,030	10,539	491	0.12
28	兵庫県	5,580,139	45,753	44,187	1,566	0.79
29	奈良県	1,406,701	9,034	8,714	320	0.62
30	和歌山県	1,025,613	12,559	11,954	605	1.17
31	鳥取県	592,213	5,439	5,168	271	0.87
32	島根県	718,218	13,476	12,690	786	1.77
33	岡山県	1,934,057	30,404	28,998	1,406	1.50
34	広島県	2,852,728	23,807	22,439	1,368	0.79
35	山口県	1,455,401	14,710	13,547	1,163	0.93
36	徳島県	791,242	11,817	11,105	712	1.40
37	香川県	1,009,794	8,088	7,695	393	0.76
38	愛媛県	1,450,262	22,092	20,852	1,240	1.44
39	高知県	766,426	8,823	8,204	619	1.07
40	福岡県	5,043,494	26,862	25,409	1,453	0.50
41	佐賀県	855,968	20,472	19,549	923	2.28
42	長崎県	1,440,853	22,814	20,711	2,103	1.44
43	熊本県	1,828,471	37,117	34,774	2,343	1.90
44	大分県	1,201,901	17,021	15,817	1,204	1.32
45	宮崎県	1,147,867	16,051	15,139	912	1.32
46	鹿児島県	1,713,984	16,558	15,566	992	0.91
47	沖縄県	1,413,583	1,859	1,612	247	0.11
全国値(合計及び平均)		126,959,471	939,530	879,978	59,552	0.69

※平成23年度消防防災・震災対策現況調査から作成(平成23年4月1日現在。岩手県・宮城県・福島県は平成22年4月1日現在)。

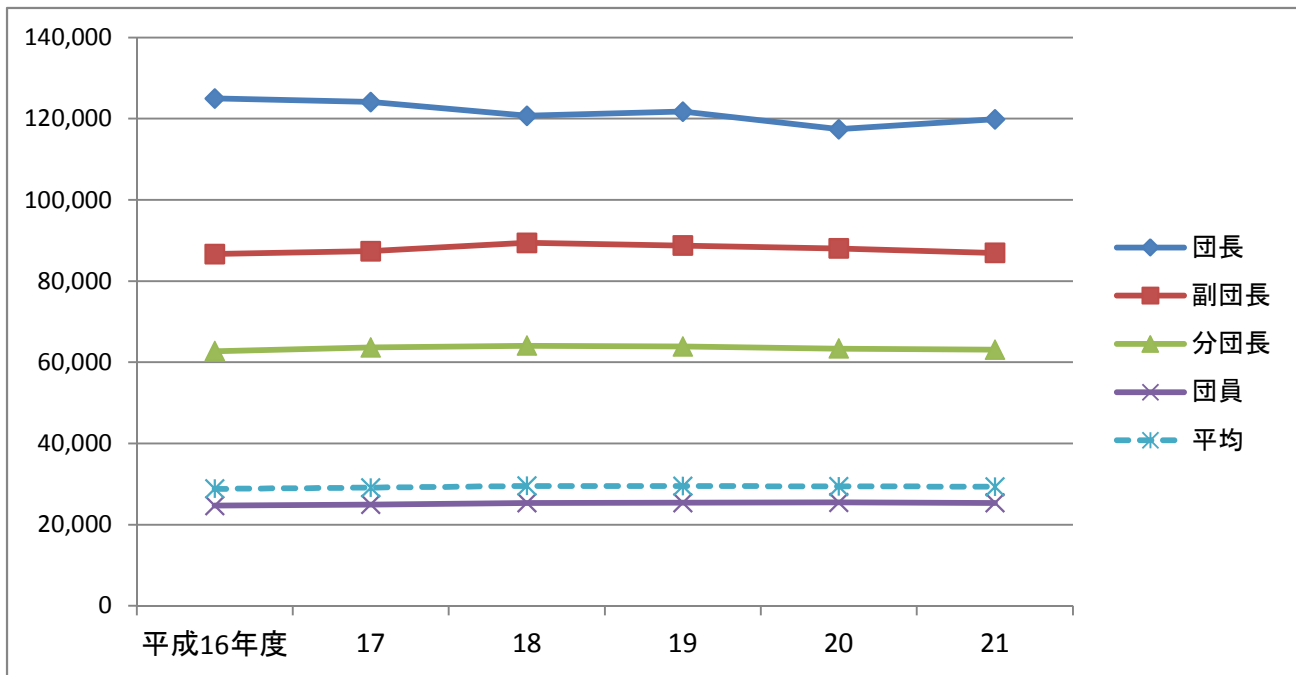
消防団員の処遇の状況(H16～H21)

1 消防団員に対する年額報酬(各年度の支給実績の単純平均)

(円)

	団長	副団長	分団長	団員	平均
平成16年度	124,977	86,646	62,734	24,698	28,839
17	124,079	87,374	63,624	24,956	29,121
18	120,696	89,422	64,085	25,368	29,533
19	121,737	88,755	63,853	25,391	29,520
20	117,387	88,018	63,360	25,475	29,435
21	119,854	86,915	63,083	25,356	29,323

※平成18～23年度消防防災・震災対策現況調査(各年度において2年前の支給実績を調査)による。
 ※平成23年度の岩手県・宮城県・福島県の数値は、平成22年度調査の結果による。



2 消防団員の処遇と交付税単価との比較

	交付税単価	現実の平均単価
年額報酬	36,500円／年 (一般団員)	25,356円／年 (一般団員) ※H21決算ベース
出動手当	7,000円／回	3,379円／回 ※H21決算ベース

消防団長・団員の年額報酬の状況 (H23.4.1現在の条例で定める額)

1 消防団長の年額報酬の状況

年額報酬	団体数
0～5万円未満	534
5万～10万円未満	438
10万～15万円未満	406
15万～20万円未満	278
20万～25万円未満	127
25万～30万円未満	55
30万～35万円未満	33
35万～40万円未満	19
40万円以上	8

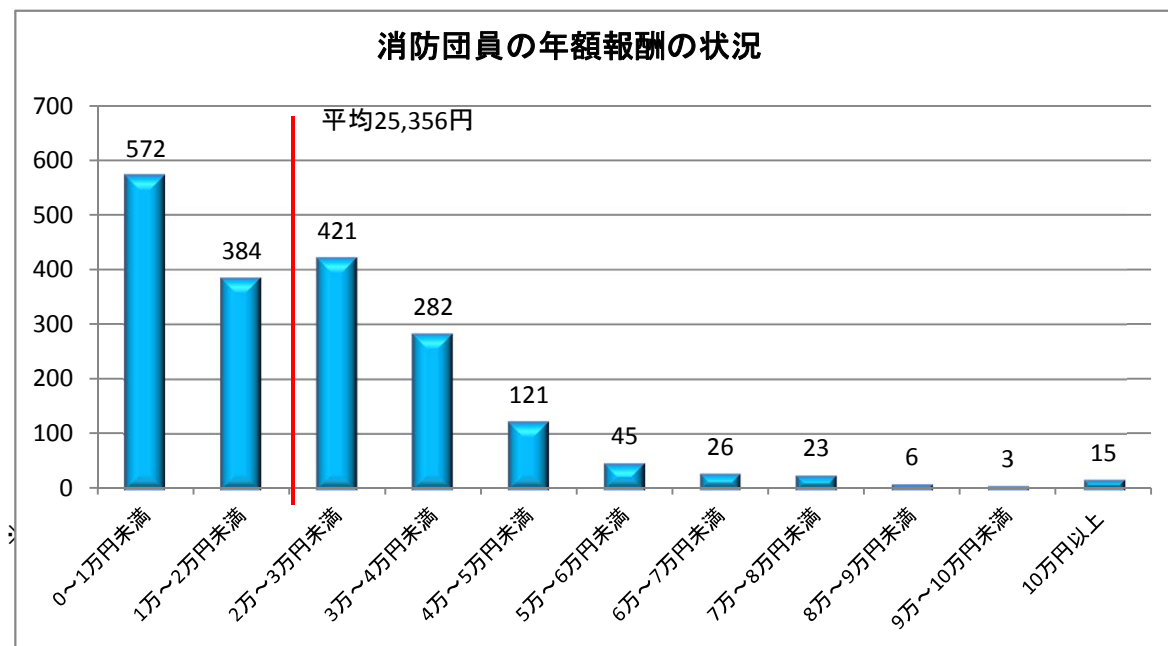
1,898

2 消防団員の年額報酬の状況

年額報酬	団体数
0～1万円未満	572
1万～2万円未満	384
2万～3万円未満	421
3万～4万円未満	282
4万～5万円未満	121
5万～6万円未満	45
6万～7万円未満	26
7万～8万円未満	23
8万～9万円未満	6
9万～10万円未満	3
10万円以上	15

1,898

消防団員の年額報酬の状況



消防団員の年額報酬・出動手当の状況

1 年額報酬・出動手当の金額が上位の団体

(1) 年額報酬

	都道府県	市町村	金額 (円)	備考
1	A県	F市	340,000	
2	B県	G市	302,400	離島・非常備
3	C県	H市	207,000	離島・非常備
4	D県	I市	174,000	
5	E県	J市	144,000	

(2) 出動手当(1万円以上)

	都道府県	市町村	金額 (円)	備考
1	K県	N村	20,000	山岳の捜索 20,000円 火災・訓練 3,000円
2	L県	O村	10,000	火災 10,000円 一日訓練 5,000円 夜間訓練 2,500円
3	M県	P市	10,000	4H以上の災害 10,000円 4H未満の災害 5,000円 警戒・訓練 4,000円 広報・会議 2,500円

※平成23年度消防防災・震災対策現況調査による。岩手県・宮城県・福島県は、平成22年4月1日現在。

2 年額報酬を支給していない理由

- 自分たちの街は自分たちで守るという精神を持って活動しているため。
- 消防団の発足当初に消防団幹部が報酬について協議。
郷土愛護の精神に基づく活動であることから、報酬制度は必要ないという結論に至った。
- 団員の出動回数に偏りがあったため、公平性を期すため、報酬は廃止し、手当のみにした。 等

※条例で報酬を定めていない団体を対象に電話による聞き取った内容。

3 出動手当を支給していない理由

- 出動手当は、年額報酬に含んで支給しているため。
- 出動手当は、分団を支給単位としているため。
- 各部(団)に運営交付金を支給しているため。
- 消防団員はほとんどが役場職員であり、役場業務の一部になっている実情があるため。 等

※条例で出動手当を定めていない団体を対象に電話による聞き取った内容。

出動手当(火災)の平均額分布表

出動手当(火災)の平均額	都道府県数
4,000円以上	1
3,000円以上4,000円未満	4
2,000円以上3,000円未満	9
1,000円以上2,000円未満	21
1,000円未満	12
合 計	47

報酬・手当(都道府県別平均)

(単位:円)

	都道府県名	報酬年額の平均額 (団長)	報酬年額の平均額 (団員)	出勤手当の平均額 (火災)
1	北海道	28,344	9,703	1,388
2	青森県	38,830	10,158	1,094
3	岩手県	119,619	18,645	1,483
4	宮城県	122,667	24,921	1,877
5	秋田県	50,894	15,026	1,987
6	山形県	126,628	15,047	594
7	福島県	179,165	22,000	672
8	茨城県	111,976	27,174	1,936
9	栃木県	154,357	33,274	1,184
10	群馬県	199,150	28,350	727
11	埼玉県	114,576	33,990	976
12	千葉県	119,358	18,932	1,255
13	東京都	169,483	41,035	1,733
14	神奈川県	131,938	37,676	2,022
15	新潟県	102,837	15,808	1,924
16	富山県	76,875	19,594	1,331
17	石川県	68,396	25,754	2,008
18	福井県	38,045	7,109	882
19	山梨県	101,531	8,623	634
20	長野県	179,100	14,060	934
21	岐阜県	76,740	22,963	1,131
22	静岡県	75,698	23,690	1,678
23	愛知県	181,131	29,598	1,747
24	三重県	103,633	24,742	3,136
25	滋賀県	83,388	20,579	1,325
26	京都府	131,857	19,284	1,438
27	大阪府	103,452	29,462	2,055
28	兵庫県	143,511	13,295	1,179
29	奈良県	112,950	25,991	1,002
30	和歌山県	85,618	21,779	2,241
31	鳥取県	90,027	26,693	2,545
32	島根県	60,200	17,840	2,744
33	岡山県	98,716	13,158	671
34	広島県	95,738	18,940	3,105
35	山口県	66,913	23,523	4,688
36	徳島県	56,010	7,877	561
37	香川県	30,734	31,349	593
38	愛媛県	120,200	19,129	1,542
39	高知県	121,674	20,376	3,263
40	福岡県	179,242	23,904	2,137
41	佐賀県	147,220	12,342	830
42	長崎県	97,868	26,835	2,493
43	熊本県	107,034	18,025	787
44	大分県	115,025	18,505	1,500
45	宮崎県	200,614	31,107	2,115
46	鹿児島県	104,690	33,891	3,754
47	沖縄県	42,433	20,100	1,859
	全国平均	119,854	23,356	3,379

※平成23年度消防防災・震災対策現況調査から作成(平成23年4月1日現在。岩手県・宮城県・福島県は平成22年4月1日現在)。

報酬・出動手当の状況（●●市）

■ 東日本大震災の発生直後、費用弁償の条例改正あり

地震発生直後に消防団活動で「心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際」の費用弁償を通常の「2,000円」から「4,000円」に引き上げた。

※ 人口60千人、団員数(条例定数1,590人、実数1,182人)

1 消防費(H22予算)

(1)常備消防費 1,115,251千円

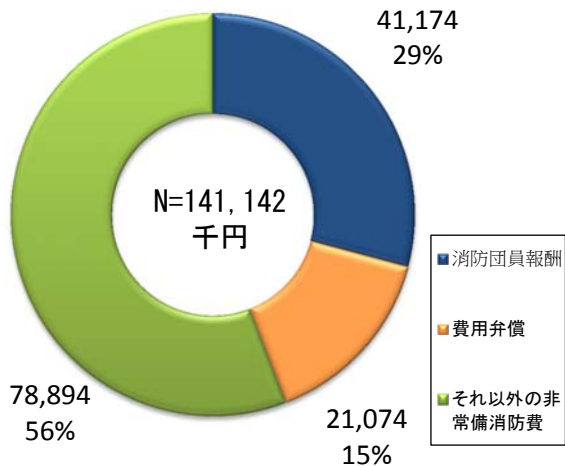
(2)非常備消防費 141,142千円

(2)のうち

消防団員報酬 41,174千円

費用弁償 21,974千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	41,174千円	38,441千円
費用弁償	21,074千円	20,455千円

4 ●●市消防団条例(抄)

(報酬)

第13条 団員には、次に定める範囲内で報酬を支給する。

団長 140,000円

団員 24,000円

(費用弁償)

第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、1人1日につき2,000円の範囲内で費用弁償する。

(附則)

団員が災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る第14条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「4,000円」とする。

報酬・出動手当の状況（●●市）

■ 費用弁償(出動手当)の支給を区分する取組が見られる。

消防団の多様な活動により効果的に対応するため、実災害(火災や水防作業等)とそれ以外の演習・訓練等の費用弁償を区分している。

※ 人口111千人、団員数(条例定数649人、実数536人)

1 消防費(H22予算)

(1)常備消防費 1,681,585千円

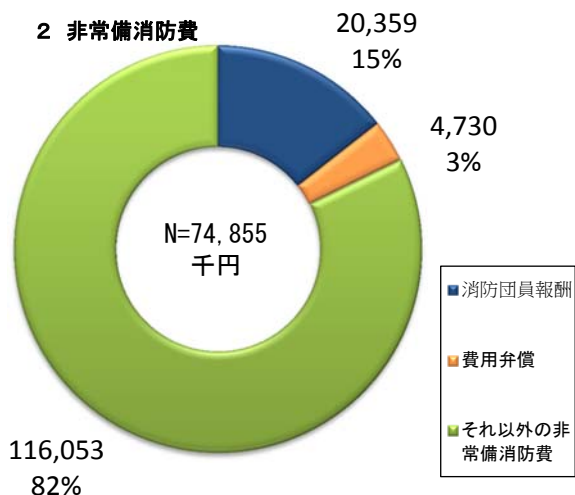
(2)非常備消防費 74,855千円

(2)のうち

消防団員報酬 20,359千円

費用弁償 4,730千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	20,359千円	18,989千円
費用弁償	4,730千円	4,638千円

4 ●●市消防団条例(抄)

(報酬)

団長 142,000円

団員 29,000円

(費用弁償)

・建物火災 防ぎ有 3,000円
防ぎ無 2,000円

・水防作業 5,000円

・演習・訓練等 2,000円

・ポンプ操法訓練等、一定期間継続して行う訓練 1,500円

※火災出場にあつては1火災、水害出場にあつては1事案、その他にあつては1日をもって1回としている。

報酬・出動手当の状況（●●市）

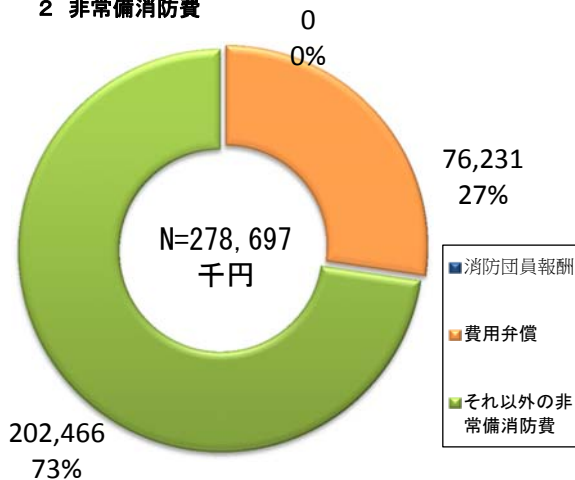
- 年額報酬ゼロで、ボランティア精神を持って活動している。
「自分たちのまちは自分たちで守る。」との精神を持って無報酬で活動している。

※ 人口454千人、団員数(条例定数1,232人、実数1,104人)

1 消防費(H22予算)

- (1) 常備消防費 4,555,418千円
(2) 非常備消防費 278,697千円
(2)のうち
消防団員報酬 0千円
費用弁償 76,231千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	0千円	0千円
費用弁償	76,231千円	75,641千円

4 ●●市消防団条例(抄)

(年報酬)

・なし

(費用弁償)

- ・火災 3,300円
- ・警戒 3,000円
- ・訓練 3,000円

※●●市では、消防団や公民館の運営など地域に密着した団体等の運営は市内全域で各地元が運営する方式が歴史的にある。

報酬・出動手当の状況（●●村）

- 費用弁償(出動手当)の支給額を同額としている。

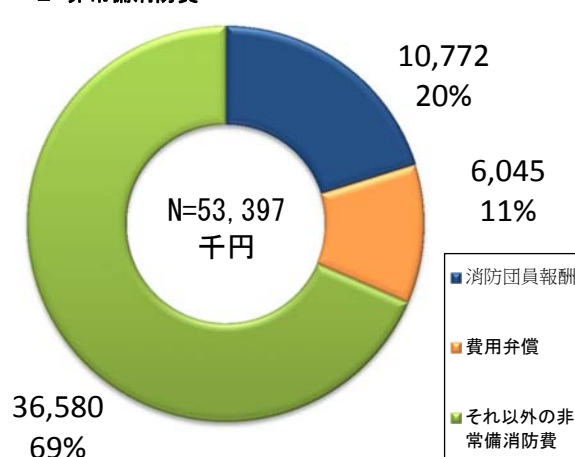
団員が水、火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、同額の費用弁償を支給する。(ただし、水、火災等のために出動し、引き続き夜警に従事した場合には増額する。)

※ 人口4千人、団員数(条例定数380人、実数336人)

1 消防費

- (1) 常備消防費 286,004千円
(2) 非常備消防費 53,397千円
(2)のうち
消防団員報酬 10,772千円
費用弁償 6,045千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	10,772千円	10,336千円
費用弁償	6,045千円	5,626千円

4 ●●村消防団条例(抄)

(報酬)

- 団長 120,000円
- 団員 26,000円

(費用弁償)

- ・水、火災 3,000円
- ・警戒 3,000円
- ・訓練 3,000円

※団員が水、火災等のため出動し、引き続き夜警に従事した場合には、上記の費用弁償のほか、1,000円を増額して支給する。

報酬・出動手当の状況（●●市）

■ 費用弁償（出動手当）の支給を区分する取組が見られる。

消防団の多様な活動により効果的に対応するため、実災害とそれ以外の警戒・訓練等の費用弁償を区分している。出動・警戒にあっては、4時間を超える場合は4時間ごとに同金額を支給し、訓練にあっては市域外において訓練する場合は倍額支給している。

※ 人口114千人、団員数(条例定数732人、実数615人)

1 消防費

(1) 常備消防費 1,626,379千円

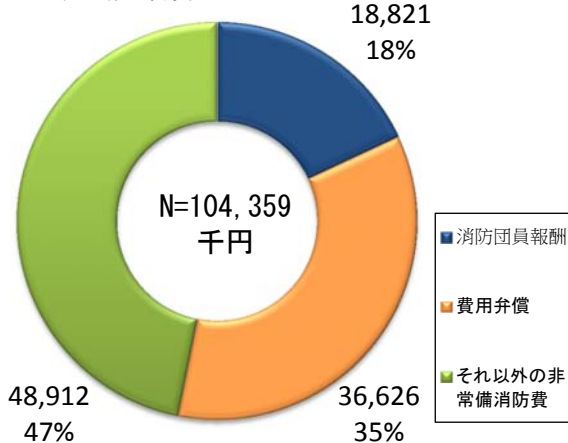
(2) 非常備消防費 104,359千円

(2)のうち

消防団員報酬 18,821千円

費用弁償 36,626千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	18,821千円	18,180千円
費用弁償	36,626千円	36,622千円

4 ●●市消防団条例(抄)

(報酬)

団長 103,500円

団員 26,000円

(費用弁償)

・出動手当 3,000円

・警戒手当 2,800円

・訓練手当 2,800円

※出動・警戒にあっては、4時間を超える場合は4時間ごとに同金額を支給する。

※訓練にあっては、市域外において訓練する場合は倍額支給する。

報酬・出動手当の状況（●●町）

■ 費用弁償（出動手当）の支給を区分する取組が見られる。

消防団の多様な活動により効果的に対応するため、実災害(火災や水防作業等)とそれ以外の演習・訓練等の費用弁償を区分している。ただし、役員会の出席等の場合にあっては執務時間により2分の1に相当する額を支給する。

※ 人口6千人、団員数(条例定数85人、実数68人)

1 消防費

(1) 常備消防費 286,004千円

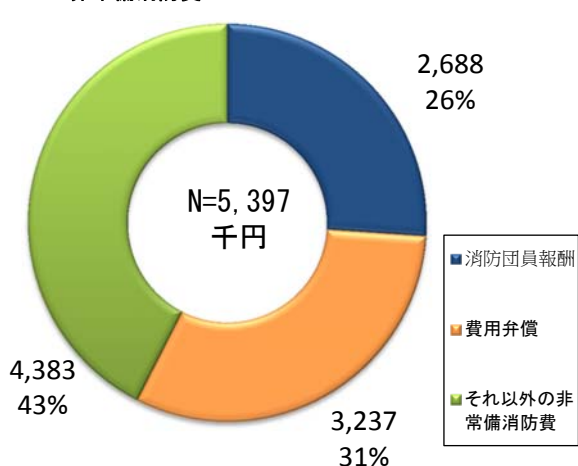
(2) 非常備消防費 53,397千円

(2)のうち

消防団員報酬 10,772千円

費用弁償 6,045千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	10,772千円	10,336千円
費用弁償	6,045千円	5,626千円

4 ●●町消防団条例(抄)

(報酬)

団長 月額 7,200円

団員 年額 29,500円

(費用弁償)

・水、火災及び警戒 6,300円

・訓練及び整備 3,600円

・役員会 2,500円

※団員が水火災、警戒、訓練及び整備等に出動又は役員会に出席する場合においては上記の区分により費用弁償を支給する。ただし、役員会の執務時間が4時間未満の場合にあっては上記の2分の1に相当する額を支給する。

消防団員の就業形態別の内訳

平成22年4月1日現在

		全 国 値 (人)	割 合 (%)
計		883,698	100.00
就 業 形 態	被 用 者	623,269	70.53
	うち公務員	63,416	7.18
	自 営 業 者	122,436	13.85
	家 族 従 業 者	78,065	8.83
	そ の 他	59,928	6.78
	うち学生	1,804	0.20

(平成22年消防年報から引用)

公務災害補償

(消防団員等公務災害補償等実務の手引きより)

在籍年数10年未満の分団長【扶養親族：妻及び子(中・小学生2人)】が、次例の補償給付を受けた場合の算定例

【補償基礎額：11,467円＝10,600円(基本額)＋433円(妻)＋434円(子2人)】

例	補償の種類		給付額	計
1年間療養し、その間、休業した場合	損害	療養補償費	医療費実費	医療費実費 + 2,511,200円
		休業補償費	6,880円(1日)×365日＝2,511,200円(月平均209,267円)	
	福祉	休業援護金	2,293円(1日)×365日＝836,945円(月平均69,745円)	836,945円
	合計		3,348,145円(月平均279,012円)	
1年6箇月後、傷病等級第1級に該当した場合(要家族による常時介護)	損害	療養補償費	医療費実費	医療費実費 + 4,269,840円
		傷病補償年金	11,467円×313倍＝3,589,171円(50円以上切上)→3,589,200円(年金)	
		介護補償費	56,720円×12月＝680,640円	
	福祉	傷病特別給付金	11,467円×313倍×20／100＝717,834.2円(50円未満切捨)→717,800円(年金)	2,193,800円
		傷病特別支給金	1,140,000円(一時金)	
		奨学援護金	28,000円(2人)×12月＝336,000円(中・小学生2人の年額)	
	合計		6,463,640円(次年度以降:5,323,640円)	
傷病の治ゆ後、障害等級第1級の障害が残った場合(要家族による常時介護)	損害	損害補償年金	11,467円×313倍＝3,589,171円(50円以上切上)→3,589,200円(年金)	4,269,840円
		介護補償費	56,720円×12月＝680,640円	
	福祉	障害特別給付金	11,467円×313倍×20／100＝717,834.2円(50円未満切捨)→717,800円(年金)	19,873,800円
		障害特別支給金	3,420,000円(一時金)	
		障害特別援護金	15,400,000円(一時金)	
	合計		24,143,640円(次年度以降:5,323,640円)	
死亡した場合	損害	遺族補償年金	11,467円×223倍＝2,557,141円(50円未満切捨)→2,557,100円(年金)	3,245,120円
		葬祭補償費	11,467円×60倍＝688,020円(一時金)	
	福祉	遺族特別給付金	11,467円×223倍×20／100＝511,428.2円(50円未満切捨)→511,400円(年金)	22,447,400円
		遺族特別支給金	3,000,000円(一時金)	
		遺族特別援護金	18,600,000円(一時金)	
	合計		25,692,520円(次年度以降:3,404,500円)	

退職報償金 (消防団員等公務災害補償等共済基金ホームページより抜粋)

【退職報償金とは】

1 退職報償金の性格

退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるため、市町村が支給する金一封的な功労金としての性格を持つ金銭給付である。昭和 39 年度に消防団員の処遇改善措置の一環として創設された。

2 退職報償金の支給額

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給する。その額は、市町村等の条例の定めるところによる。(市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)第2条)

(単位:千円)

勤務年数 階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189	294	409	544	729	929
副団長	179	279	379	484	659	859
分団長	169	268	363	463	609	799
副分団長	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	154	233	308	388	514	684
団員	144	214	284	359	469	639

(平成18年4月1日以降に退職した消防団員に適用)

表彰制度（消防関係）

春秋叙勲

消防吏員や消防団員、消防関係団体の役員などに従事し、国家又は公共に功労のある者について、各都道府県知事などの上申を受けて、消防庁が推薦し、内閣府が決定するもの。

春秋褒章

自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者、多年消防業務に従事し、その功労が顕著であり他の模範と認められる消防団員等、消防機器の研究開発に永年努力し、功労顕著な者などに対して褒章を授与して栄誉を称えるもの。

消防功労者総務大臣表彰

国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び婦人（女性）防火クラブ員を表彰。

消防功労者消防庁長官表彰

消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し、消防庁長官が授与するもの。

3月7日の消防記念日にちなみ、毎年3月に実施されるもの。

防災功労者消防庁長官表彰

自然災害、大規模災害等の活動において、顕著な功績が認められる消防団等を表彰。

消防団等地域活動表彰

地域に密着し模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動へ深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所を表彰。

全国消防団員意見発表会

各地域で活躍する消防団の若手・中堅消防団員に消防団活動に関する課題等について意見発表。

消防庁長官が表彰し、全国に紹介するところにより、消防団活動の一層の推進・活性化を図る。

※発表者：概ね35歳以下

※発表内容：消防団活動に関するもの

消防団協力事業所表示制度 （ゴールドマーク）



消防団員確保への協力や、従業員の消防団活動への参加に対する配慮を行っている事業所等に対して、消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）」を交付。

(参考1) 地方公務員の給料月額

一 般 行 政 職 員		消 防 職 員		警 察 職 員	
平均給料 月額(円)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均年齢 (歳)
337,049	43.5	317,766	40.5	325,926	39.7

(平成22年4月1日現在、地方公務員給与実態調査による)

(参考2) 予備自衛官等に対する報酬及び手当

	予備自衛官	即応予備自衛官	民生委員
年間報酬	48,000円／年	192,000円／年 (他勤続手当120,000円／3年)	無報酬
手当	訓練招集手当 8,100円／日	訓練招集手当 10,400円～14,200円／日	(活動費を実費弁償)

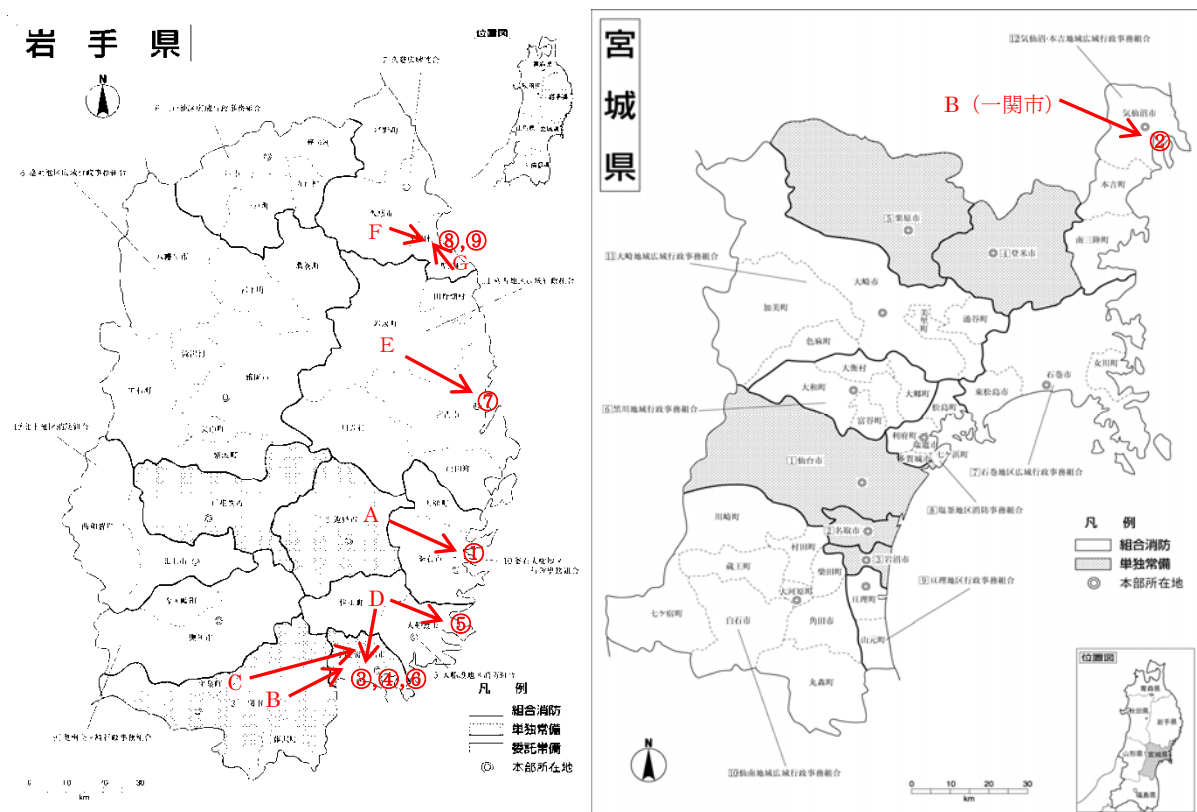
消防団による広域応援活動

岩手県の各市町村（遠野市、一関市、平泉町、住田町、岩泉町、久慈市、普代村）からは、相互応援協定等に基づき、特に被害が大きかった地域（岩手県大船渡市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、宮城県気仙沼市、岩手県宮古市、岩手県野田村）に対して、延べ1,400人以上の消防団員が応援出場し、消火活動や救助救出活動等に従事した。

（消防団による広域応援活動）

番号	市町名	活動場所	内容	期間（日）	人員（人）
1	遠野市（A）	釜石市	消火活動（林野火災）	1	31
2	一関市（B）	（宮城県） 気仙沼市	警戒活動（夜間警戒）	7	63
3		陸前高田市	搜索活動	2	117
4	平泉町（C）	陸前高田市	施設の清掃活動	1	27
5	住田町（D）	大船渡市	搜索活動	4	285
6		陸前高田市	搜索活動	5	390
7	岩泉町（E）	宮古市	消火活動 （建物・林野火災）	5	271
8	久慈市（F）	野田村	搜索活動	6	232
9	普代村（G）	野田村	搜索活動	5	50

※ 岩手県提供資料より作成



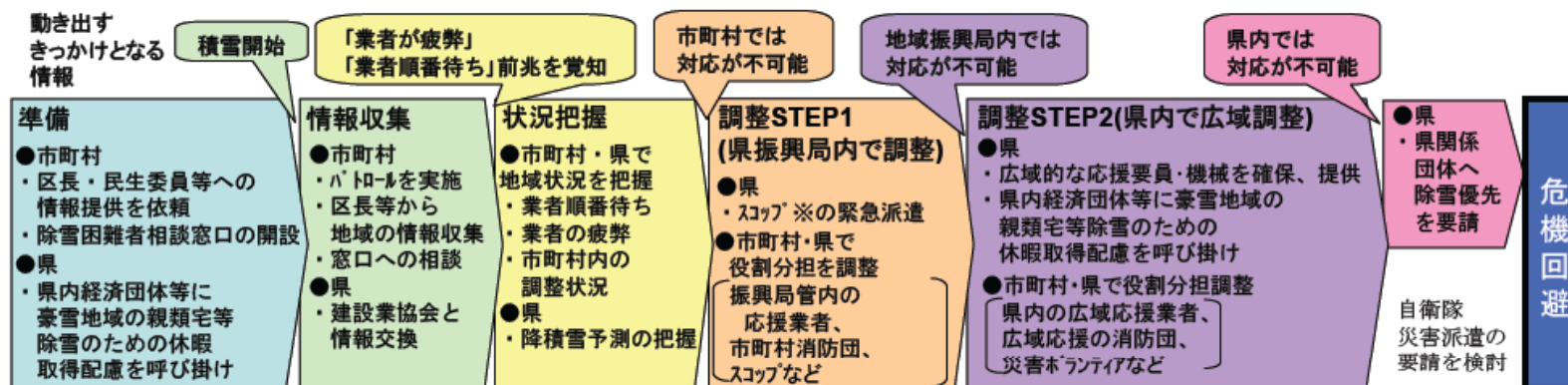
消防の広域応援について

県名	県内統一協定あり	非常備含む	常備のみ	備 考
01 北海道	○		○	
02 青森県	○	○		
03 岩手県	○		○	
04 宮城県	○		○	
05 秋田県	○		○	
06 山形県	○	○		
07 福島県	○		○	
08 茨城県	○		○	
09 栃木県	○		○	
10 群馬県	○		○	
11 埼玉県	○		○	
12 千葉県	○		○	
13 東京都	○(※1)		○	※1 東京消防庁と稲城市の協定あり (離島を除けば実質的に東京都全域カバー)
14 神奈川県	○		○	
15 新潟県	○		○	
16 富山県	○	○		
17 石川県	○		○	
18 福井県	○		○	
19 山梨県	○		○	
20 長野県	○		○	
21 岐阜県	○	○		
22 静岡県	○		○	
23 愛知県	○		○	
24 三重県	○	○		
25 滋賀県	◎	◎(※2)		※2 非常備のみの協定あり (滋賀県では①県広域消防相互応援協定のほかに②滋賀県下消防団広域相互応援協定がある)
26 京都府	○	○		
27 大阪府	○		○	
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県	○		○	
30 和歌山県	○	○		
31 鳥取県	○		○	
32 島根県	○	○		
33 岡山県	○		○	
34 広島県	○	○		
35 山口県	○	○		
36 徳島県	○	○		
37 香川県	○	○		
38 愛媛県	○	○		
39 高知県	○	○		
40 福岡県	○	○		
41 佐賀県	○		○	
42 長崎県	○		○	
43 熊本県	○		○	
44 大分県	○		○	
45 宮崎県	○	○		
46 鹿児島県	○	○		
47 沖縄県	○		○	
合 計	47	18	29	

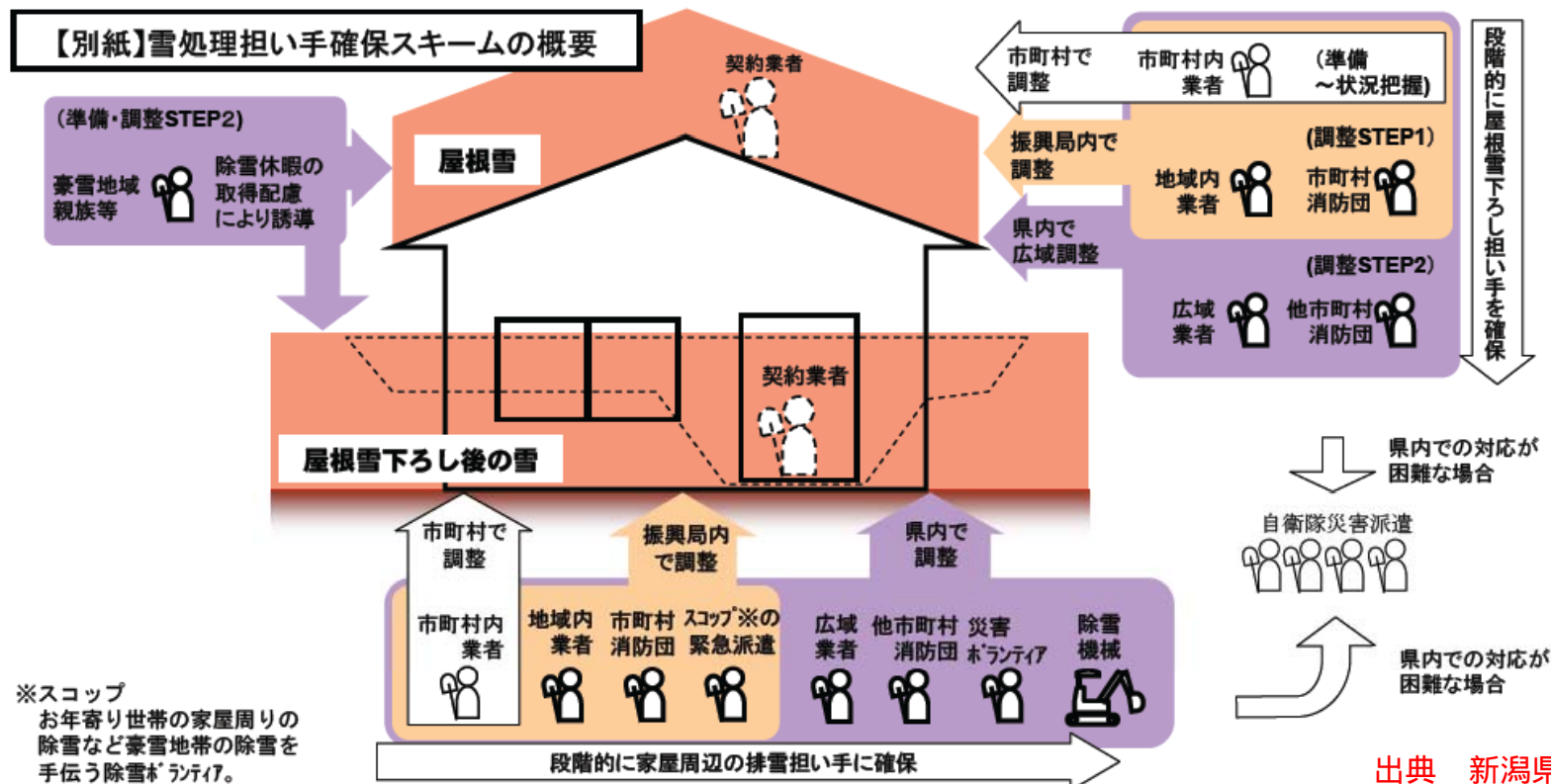
- 「非常備含む」は協定に消防団に関する記述がある。
○ 「常備のみ」は協定に消防機関との記述がある。

新潟県による取り組み事例

雪処理担い手確保スキーム



【別紙】雪処理担い手確保スキームの概要



出典 新潟県ホームページ

消防団の装備の基準

昭和六十三年七月十三日

消防庁告示第三号

消防団の装備の基準を次のように定める。

消防団の装備の基準

(趣旨)

第一条 消防団の装備については、この基準の定めるところによる。

(装備)

第二条 消防団は、次に掲げる装備を配備するものとする。

- 一 制服
- 二 盛夏服
- 三 作業服
- 四 雨衣
- 五 安全帽
- 六 靴
- 七 防火衣一式
- 八 携帯用無線機
- 九 車載用無線機
- 十 無線受令機
- 十一 火災鎮圧用器具
- 十二 救急救助用器具
- 十三 避難誘導用器具
- 十四 啓発活動用器具

(制服)

第三条 制服は、甲種衣又は乙種衣、帽及びズボンとする。

2 制服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(盛夏服)

第四条 盛夏服は、盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボンとする。

2 盛夏服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。ただし、地域の気候条件により配備する必要のない消防団については、この限りでない。

(作業服)

第五条 作業服は、略帽、作業上衣及び作業ズボンとする。

2 作業服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(雨衣等)

第六条 雨衣、安全帽及び靴は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(防火衣一式)

第七条 防火衣一式は、防火衣、防火帽及び防火用長靴とする。ただし、防火帽及び防火用長靴については、安全帽及び靴をもつて代えることができる。

2 防火衣一式は、消防団の管理する動力消防ポンプごとに、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二十九条第一項及び第二項の規定による消防団員の数に相当する数及びその他地域の実情に応じて必要な数を配備するものとする。

3 前項に規定するもののほか、防火衣一式は、部長以上の階級にある団員に支給し、又は貸与するものとする。

4 防火衣一式については、前項の規定にかかわらず、地域の実情に応じて、その数を増減することができる。

(制服等の形式)

第八条 第三条に規定する帽、甲種衣、乙種衣及びズボン、第四条に規定する盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボン、第五条に規定する略帽、作業上衣及び作業ズボン、第六条に規定する雨衣、安全帽及び靴並びに前条に規定する防火衣、防火帽及び防火用長靴の形式については、消防団員服制（昭和二十五年国家公安委員会告示第一号）に定めるところによる。

(携帯用無線機)

第九条 携帯用無線機は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織の長の階級以上の階級にある団員に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部若しくは一部について無線受令機をもつて代え、又は当該階級以外の階級にある団員に配備することができる。

(車載用無線機)

第一〇条 車載用無線機は、消防団の全部の車両に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部又は一部について携帯用無線機又は無線受令機をもつて代えることができる。

(無線受令機)

第一一条 無線受令機は、部長以上の階級にある団員のうち、第九条の規定により携帯用無線機が配備されている団員以外の者に配備するものとする。ただし、林野火災等の地域の災害の実情に応じて、その配備数を増加するものとする。

(火災鎮圧用器具)

第一二条 火災鎮圧用器具は、吸水器具、放水器具、破壊器具その他火災の鎮圧のために必要と認められる器具とする。

2 火災鎮圧用器具は、動力消防ポンプごとに必要と認められる数を配備するものとする。

(救急救助用器具)

第一三条 救急救助用器具は、担架、応急処置用セットその他の救急救助のために必要と認められる器具とする。

2 救急救助用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(避難誘導用器具)

第一四条 避難誘導用器具は、警戒用ロープ、拡声器その他住民の避難誘導のために必要と認められる器具とする。

2 避難誘導用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(啓発活動用器具)

第一五条 啓発活動用器具は、応急手当訓練用器具、訓練用消火器その他の啓発活動に必要と認められる器具とする。

2 啓発活動用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(追加装備)

第一六条 第二条に規定する装備のほか、地域の実情に応じて、次に掲げる装備のうち必要と認められるものを配備するものとする。

- 一 林野火災用装備
- 二 積雪寒冷地域用装備
- 三 水災用装備
- 四 水難救助用器具
- 五 山岳救助用器具
- 六 その他必要と認められる装備

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成一二年一月二〇日消防庁告示第三号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成十七年六月十三日消防庁告示第十一号〕

この告示は、公布の日から施行する。

調査概要

1. 調査対象

宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市の5市のうち、沿岸を担当した以下の分団に所属する団員を調査対象とした。
※あくまでも対象が100人程度になるように各市に依頼したものであり、その市の沿岸を担当したすべての団員に調査したものではない。

県名	市町村名	配付数	回収数	回収率	分団名
岩手県	宮古市	105	76	72.4%	第6分団、第7分団、第25分団、第29分団、第30分団
	釜石市	150	101	67.3%	第1分団、第3分団、第8分団
宮城県	気仙沼市	97	78	80.4%	第1分団、第2分団
	石巻市	120	103	85.8%	第2分団、第7分団、第11分団
福島県	いわき市	120	113	94.2%	第2支団第1分団
合計		592	471	79.6%	

2. 調査期間

平成23年10月3日（月）～11月11日（金）

3. 調査項目

- (1) 団員の属性
年齢構成、職業、経験年数、階級

(2) 東日本大震災時の対応
ア 地震直後の参集状況
イ 消防団の地震直後の活動
ウ 水門閉鎖活動
エ 避難誘導活動
オ 災害時要援護者への支援・把握状況
カ 初動時における活動人員
キ 団員の退避行動
- (3) 情報把握
ア 地震の大きさ(震度)の把握状況
イ 大津波警報発令情報の把握状況
ウ 津波到達予想時刻の把握状況
エ 津波の高さ情報の把握状況

(4) 安全管理
ア 地震発生1週間の消防団活動
イ 活動中の危険の有無
ウ 今回の震災対応で特に有効であった資機材
エ 配備の必要性を感じた資機材
- オ 津波災害対策として必要だと感じたこと
カ 防災状況の把握状況

(5) 大震災を想定した日頃の訓練、研修等
ア 津波防災関係の教育・訓練(その1、その2)
イ 惨事ストレス
ウ 団員の処遇と今後の活動
エ 消防団に入団したきっかけ

4. 調査手法

質問票を用いた無記名回答によるアンケート調査

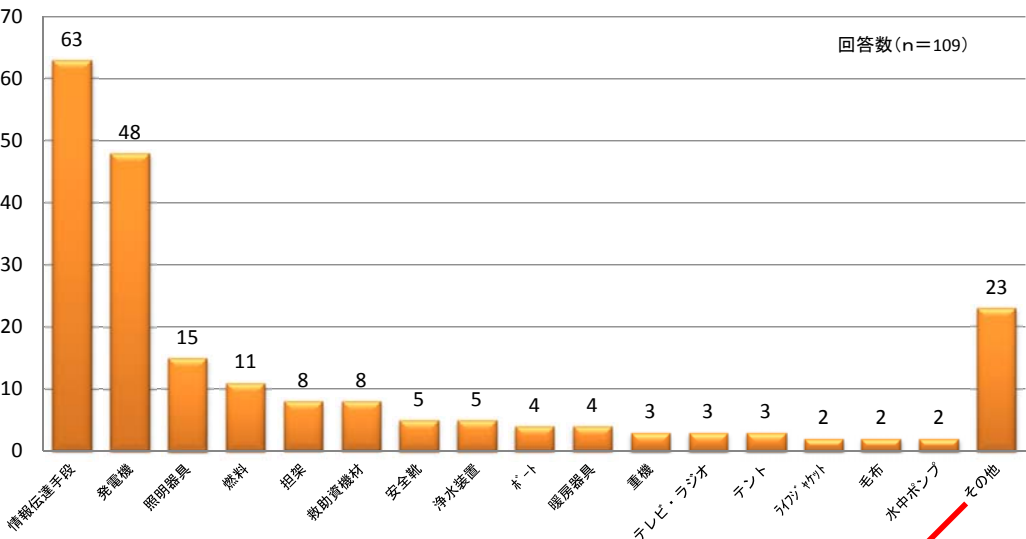
配備の必要性を感じた資機材

■ 情報伝達手段と発電機の配備を求める回答が多数

団員間の連絡がとれなかったとの反省等から情報伝達手段(無線、トランシーバー等)との回答が多かった。また、被災地では停電が長く続いたこと等から発電機との回答が多かった。

Q 今回の活動中に配備されていればよかったと強く感じた資機材があれば記載してください。(自由記載)

※ 自由記載の回答をカテゴリ毎に分類して集計



情報伝達手段：無線、トランシーバー等
照明器具：投光器、ヘッドライト等
救助資機材：エンジンカッター、チェーンソー等

(その他)
ゴーグル、手袋、乾電池、車椅子、自動車
高圧洗浄機、カラコーン、リアカー
ソーラー充電器、ブルーシート、仮設トイレ
大きな回転灯、風呂、バイク など

消防団員の個人装備【東京都】

消防団員 (「特別区の消防団員の被服の給与及び貸与に関する規則」)		消防職員 (「東京消防庁消防吏員の給与品及び貸与品規則」より抜粋)		
		貸与を受けることのできる職員	種類	備考
消防団員 給与品	冬帽	消防吏員（被服） 給与品	冬帽	
	冬服		冬服	
	夏帽		夏帽	
	夏服		夏服	
	活動服		略帽	
	アポロキャップ		執務服（第一種）	
	兼用外とう		執務服（第二種）	
	ネクタイ		兼用外とう	
	ワイシャツ		ワイシャツ	
	バンド		ネクタイ	
	短靴		バンド	
	半長靴		保安帽	
	編上げ活動靴		長靴	
	ゴム長靴		編上靴	
	肩章等		短靴	
消防団員 貸与品	階級章	消防吏員（被服） 貸与品	手袋	
	襟章		靴下	
	活動用雨外とう		帽子き章	
	保安帽		階級章、署長章、副署長章及びえり章	
	防火服		バックル	
	防火帽		雨おおい	
	防火帽しころ		腕章	
		消防吏員（装備品） 配属先ごとの貸与品	防火帽（帽体、しころ）、 防火衣（上衣、ズボン）、 長靴 ※長靴については、先芯及び踏み抜き防止鋼板入りのもの。	防火被服のみを記載。（このほか、救助、救急に関する装備品等についても、被服服制に定めている。）

■消防団員用被服例



■消防職員用被服例



■消防団員用個人装備

制帽



略帽



キャップ



ヘルメット



防火帽



腹掛け



防火手袋



脚絆



長靴



防火用長靴
(踏み抜き防止用先しん入り)



消防操法用靴



編み上げ靴



(株式会社赤尾、帝国繊維株式会社等製品カタログより)

消防防災施設に係る財政措置の改正(平成17年度、平成18年度)

【国庫補助金の改正】

[平成16年度(三位一体改革前)]

159.0億円

消防防災施設整備費補助金 46.3億円	消防防災設備整備費補助金 112.7億円
	64.8億円
高機能 消防指令 センター I型(離島 を除く。) 5.0億円	緊急消防援助隊 関係設備 48.0億円
	常備消防 分 24.5億円
	デジタル 防災行政 無線分 18.5億円
	消防団分 20.2億円
	自主防災 組織分 1.6億円

[平成24年度]

消防防災施設整備費補助金 (高機能消防指令センターを含む)
〔 予算額：7億円 補助率：1/3(嵩上げあり) 〕

H18
一般財源化

緊急消防援助隊 設備整備費補助金
〔 予算額：49億円 補助率：1/2 〕

H17
一般財源化

H18一般財源化

施設整備事業(一般財源化分)

※端数処理の結果、計算結果と合計が一致していない場合がある。

※消防防災施設整備費補助金のうち、都道府県(沖縄県を除く。)分及び指定都市分は地域自主戦略交付金の対象。沖縄県分は沖縄振興公共投資交付金の対象。

[平成23年度から]

区分	施設整備事業(一般財源化分) (平成18年度創設)
内容	三位一体改革により廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の補助対象施設が対象(適債性があるものに限る。) ・常備消防施設 ・消防団に整備される施設 ・デジタル防災行政無線 ・自主防災組織に整備される施設
財政措置	施設整備事業 (一般財源化分) 充当率1/3 (交付税算入率 70%) 嵩上げがあった場合はその額 一般財源 ※1 対象事業の実支出額 ※2 ※1 一般単独事業債(一般事業)、過疎対策事業債、合併特例債等を充当可能 ※2 補助要綱において対象とする事業に限る。 ※3 従前は廃止前の補助要綱に定められていた補助基準額に補助率を乗じた額について地方債対象経費(充当率100%)としていたが、平成21年度より、廃止前の補助要綱に定められていた対象事業の実支出額に補助率を乗じた額について地方債対象経費(充当率100%)と変更されている。

消防団安全対策設備整備費補助金

【主旨】

東日本大震災の教訓を踏まえ、ライフジャケット、ボート、投光器などについて緊急整備するため補助したものの。

1 平成23年度国の補正予算（第3号）

① 予算額

約20億円（補助率1／3）

② 補助対象資機材

【水災用資機材】

ライフジャケット、ボート、トランシーバー、浮環、フローティングローブ等

【夜間活動用資機材】

投光器、発電機、ガソリン携行缶等



2 補助実績

- ① 交付決定額 12.4億円（執行率 62.1%）
全国514団体に対して補助

② 主な内訳

・ライフジャケット

ア 交付団体数 250団体
イ 数量 67,896着
ウ 金額 1.3億円

・トランシーバー

ア 交付団体数 269団体
イ 数量 31,286機
ウ 金額 4.6億円

・発電機

ア 交付団体数 239団体
イ 数量 4,568機
ウ 金額 2.2億円

・投光器

ア 交付団体数 260団体
イ 数量 5,176器
ウ 金額 2.4億円

消防学校の教育訓練の基準（平成十五年十一月十九日消防庁告示第三号） 抜粋

（教育訓練の種類）

第三条 消防学校の教育訓練の種類は（略）、消防団員に対するものにあつては基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 （略）

3 「基礎教育」とは、任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

4 「専科教育」とは、（略）主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

5 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。この場合において「幹部」とは（略）、消防団員にあつては班長以上の階級にある者をいう。

6 「特別教育」とは、第二項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

（消防団員に対する基礎教育）

第八条 消防団員に対する基礎教育の対象団員は、消防団員としての経験が概ね三年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者（団員の階級にある者に限る。）とする。

2 消防団員に対する基礎教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。

二 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

3 消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び時間数は、別表第四のとおりとする。

（消防団員に対する専科教育）

第九条 消防団員に対する専科教育は、警防科（消防団員として概ね三年以上の経験を有する者を対象とする。）及び機関科（消防団員として概ね一年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

2 消防団員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

イ 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。

ロ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

二 機関科 次に掲げるもの

イ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

ロ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

- 3 消防団員に対する専科教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別の区分に応じ、別表第五のとおりとする。

(消防団員に対する幹部教育)

第一〇条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び中級幹部科（部長及び分団長の階級にある者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

- 2 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 中級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団中級幹部としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

ロ 各種災害事象において、消防団に期待される役割及び効果的な防ぎょ活動の在り方を深く理解していること。

- 3 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別の区分に応じ、別表第六のとおりとする。

(消防団員に対する特別教育)

第一一条 消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(消防団員に対する教育訓練の特例)

第一五条 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施できがたいと認められるときは、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行わせることができる。

- 2 消防団員に対する教育訓練が一の期間でまとめて実施できがたいと認められるときは、消防学校の学校長は、必要に応じ、概ね三年の範囲内で定める期間において、適宜分割してこれを行うことができる。

- 3 消防学校が消防団員に対して行う教育訓練は、必要に応じ、教科目を単位として修了を認定することができる。この場合において、消防学校の学校長が定める教科目のすべてについて、修了の認定を受けたときは、当該教育訓練の修了を認定するものとする。

- 4 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施できがたいと認められる場合であつて市町村が教育訓練の一部を分担できるときは、消防学校の学校長は、市町村長と協議の上、当該市町村における教育訓練の受講をもって、消防学校における教科目の修了と認定することができる。

「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標について 抜粋
(平成15年11月19日付け消防消第220号消防庁消防課長通知)

消防団員に対する基礎教育

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
訓練礼式	各個訓練	停止間の動作	2
		行進間の動作	
	通常点検	通常点検実施要領	
	敬礼動作	各個の敬礼	
		部隊の敬礼	
	小隊訓練	隊形編成と整頓 行進	
組織制度	消防団の概要	消防団の沿革と組織 消防団員の任免と階級	2
	消防団の活動	消防団業務の内容	
		出動区域	
		消防団と消防署との関係	
ポンプ操法	放水訓練	水利部署と吸水要領 ホース延長、結合、放水及び収納要領	4
		消防ポンプ自動車操法	
	消防ポンプ操法の概要	消防ポンプ自動車操法	
		小型ポンプ操法	
火災防ぎょ	概要	火災の意義	3
		燃焼条件と消火理論	
		火災防ぎょ戦術の原則	
		警戒区域等設定要領	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	地域特性に応じた危険要素	
		地域特性に応じた災害防ぎょ活動の原則	
救急救助	救急法	心肺蘇生法	5
		搬送法	
	救助法	ロープ基本結索	
		救助資機材取扱要領	
緊急自動車運行管理	道路交通法	総則	2
		運転者の義務と安全運転	
		緊急自動車の交通方法	
	道路運送車両法	点検及び整備	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
行事その他		入校式、修了式等	1

消防団員に対する専科教育

1 警防科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
火災防ぎょ	通論	火災性状と消火理論	4
	火災防ぎょ行動	水利選定、注水部署及び注水技術	
	火災想定訓練	建物火災消火訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	大規模地震 風水害	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
事例研究	実務研究課題討議	警防戦術事例	2
		安全管理事例	
行事その他		入校式、修了式等	1

2 機関科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
道路交通関係法令	道路交通法	運転者の義務と安全運転	1
	道路運送車両法	日常点検実施要領	
		保安基準	
緊急走行要領	緊急走行の基本原則	緊急自動車の交通方法	2
		交通事故発生時の措置	
	走行訓練	基本走行訓練	
ポンプ運用	ポンプの構造と作用	ポンプ本体と真空ポンプ	5
	ポンプ運用訓練	ポンプ圧力と筒先圧力	
		吸水及び送水上の注意事項	
		吸水及び送水要領	
		中継送水要領	
機関整備	点検整備	ポンプ点検要領	2
		ポンプ使用後の点検整備要領	
	故障と対策	エンジン本体の故障と主な原因	
		ポンプの故障と主な原因	
行事その他		入校式、修了式等	1

消防団員に対する幹部教育

1 初級幹部科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		初級幹部としての職責と心構え	1
訓練礼式	訓練礼式指導要領	小隊の編成と整頓	1
		敬礼	
		通常点検	
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果	3
		火災防ぎょ指揮要領と留意点	
	火災想定訓練	建物火災現場指揮訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	大規模地震	
		風水害	
防災指導要領		消火訓練指導要領	2
		避難訓練指導要領	
		救出・救護訓練指導要領	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
行事その他		入校式、修了式等	1

2 中級幹部科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		中級幹部としての職責と心構え	1
組織制度	消防団の概要	消防団組織の現況	1
		消防団の充実強化及び活性化対策	
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果	3
		火災防ぎょ指揮要領と留意点	
	火災想定訓練	建物火災現場指揮訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	大規模地震	
		風水害	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
	公務災害補償	公務災害補償制度の概要	
事例研究	実務研究課題討議	消防団の充実強化及び活性化事例	2
		安全管理事例	
行事その他		入校式、修了式等	1

消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

平成22年度

	基礎教育		専科教育				幹部教育				特別教育	
			警防科		機関科		初級幹部		中級幹部			
	実施回数	学生数	実施回数	学生数	実施回数	学生数	実施回数	学生数	実施回数	学生数	実施回数	学生数
北海道	2	47							2	93		
青森県	1	4			1	18	1	10	1	27	7	562
岩手県	1	9	1	25			1	40	1	36	1	249
宮城県	2	72			1	44	1	50	1	60	1	16
秋田県	1	13							1	27	2	44
山形県					1	10	2	59	1	38	4	143
福島県							9	720	3	136		
茨城県	4	447			3	17	1	23	1	22	35	2,083
栃木県	2	117					3	238				
群馬県	63	1,558			3	164			2	113	19	940
埼玉県	6	508										
千葉県											36	1,186
東京都	571	16,424	1	35	2	38	1	33	1	36	7	244
神奈川県	2	47			1	14	1	12	1	47	20	830
新潟県			1	47			1	39			22	5,640
富山県	2	93									1	38
石川県			1	40			1	28				
福井県							2	88	3	73	1	17
山梨県	1	71	2	74	3	145	3	107	2	65	4	370
長野県									3	123	28	6,005
岐阜県	2	80			1	33	11	881	1	32	15	621
静岡県			1	65			1	64			1	73
愛知県			1	40							7	1,309
三重県	1	12					2	55	2	27	15	675
滋賀県	1	22	1	42	2	98	1	53	1	54	5	391
京都府									2	115	22	1,151
大阪府											5	1,077
兵庫県									1	92	25	977
奈良県	43	316			1	43	1	29	1	40		
和歌山県	2	77					1	32				
鳥取県	1	37	1	10	1	15	1	15			3	49
島根県	1	10					1	21	1	33	1	10
岡山県			1	23	2	75	1	16	2	28	47	5,147
広島県							1	6	1	30		
山口県	1	8	1	10			1	44	1	35		
徳島県	2	35			1	20	1	35			4	155
香川県	2	51	1	20					1	28	12	277
愛媛県							1	54	1	17	10	269
高知県	10	266					5	53				
福岡県	2	366	1	30			1	48	1	69	3	193
佐賀県			1	15			2	115	2	72	12	1,717
長崎県			3	60					6	253	16	2,536
熊本県					1	36	4	304	2	150	1	22
大分県	1	30							2	71	27	468
宮崎県	3	53	2	228	9	1,421			6	168	2	60
鹿児島県	3	158			2	74	1	47	1	53	2	90
沖縄県	1	23	1	8			1	7			1	13
県計	734	20,954	21	772	35	2,265	65	3,326	58	2,263	424	35,647
札幌市	2	97										
千葉市	1	36			2	239					2	370
横浜市			1	89			1	133				
名古屋市									1	60		
京都市	4	364	16	388	3	88			5	196		
大阪市												
神戸市	3	173					2	138				
福岡市	1	125			1	65	1	139	1	95	2	213
東京消防庁			1	58	2	118	1	58	1	58	35	1,012
政令市計	11	795	18	535	8	510	5	468	8	409	39	1,595
合計	745	21,749	39	1,307	43	2,775	70	3,794	66	2,672	463	37,242

※「消防学校の教育訓練に関する調査」より作成

※「特別教育」とは、「初任教育」、「基礎教育」、「専科教育」、「幹部教育」以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成される。

例：救急科教養（東京都消防訓練所）、新入団員以外にも基礎教育を実施（長野県消防学校）、
女性消防団員の1日体験入校（茨城県消防学校）、女性消防団員指導教育（愛知県消防学校）など

消防団に関する調査結果（教育・訓練について抜粋）

【岩手県宮古市】

(1) 消防団が主体（主に所属団幹部が指導者）となって実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 消防操法訓練
- ラッパ訓練
- 分団単位で訓練、指導を実施している。

(2) 市町村（消防本部）が主体となって、又は常備消防と一緒に実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 宮古市総合防災訓練（市が主催し例年８月に実施）
- 宮古市津波避難訓練（市が主催し例年３月に実施）
- 平成２４年度は市独自の消防団安全教育を１０月に実施予定

(3) その他にどんな教育・訓練がありますか？（県の消防学校等）

- 県消防学校の訓練計画に基づく各種団員教育、訓練

(4) 今後の消防団員の教育・訓練に関して、充実すべきものとしてどういったものが考えられますか？

- 消防団の安全教育を定期的に実施することが必要と考える。そのためには、いち自治体でも容易に安全講習を開催するための環境を整備するため、講師の派遣制度や教育内容の充実化を要望する。

【石川県金沢市】

(1) 消防団が主体（主に所属団幹部が指導者）となって実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 消防ポンプ車操法訓練
- 加賀とびばしご登り訓練
- 機関運用訓練

(2) 市町村（消防本部）が主体となって、又は常備消防と一緒に実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 火災防ぎょ訓練（春・秋火災予防運動、文化財防火デーに併せて実施）
- 水防訓練（市主催で例年5月に実施）
- 市民防災訓練（市が主催で例年8月に実施）
- 大規模救急救助訓練（消防局主催で、年1回実施）
- 中高層火災防ぎょ訓練（消防局主催で年1回実施）

(3) その他にどんな教育・訓練がありますか？（県の消防学校等）

- 消防団員初任者研修会（消防局主催で、1年目の団員を対象に例年3月に実施）
- 県消防学校の訓練計画に基づく団員教育（平成23年度は、警防課3名、中級幹部課3名）

(4) 今後の消防団員の教育・訓練に関して、充実すべきものとしてどういったものが考えられますか？

●定期的に消防団員が主体となって、消防団活性化対策の会議を開催し、教育・訓練又は消防団員の処遇改善について議論している。昨年は、救助資機材の取扱い訓練や水防資機材の取扱いの訓練を行った。また、安全管理に関する講習を3年に1回、外部講師を招いて実施している。

【福岡県北九州市】

(1) 消防団が主体（主に所属団幹部が指導者）となって実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 「人形劇」、「防火劇」等の予防啓発に係る訓練
- 団や分団単位で行う規律及び消防訓練等

(2) 市町村（消防本部）が主体となって、又は常備消防と一緒に実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 初任科研修（例年５月上旬に入団３年未満を対象に実施）
- 幹部科研修（例年５月中旬に部長以上の階級を対象に実施）
- 女性消防団員研修（例年２月上旬に実施）
- 人権研修（年２回実施）
- 応急手当普及員に係る講習（随時）
- 署・団連携警防技術訓練（例年９月から１０月に実施）
- 後期警防技術錬成会（例年１１月に実施）
- 署・団連携訓練（随時）
- 防災訓練

(3) その他にどんな教育・訓練がありますか？（県の消防学校等）

- 消防大学校及び県消防学校の訓練計画に基づく教育（平成２３年度は、消防団長科１名、初級幹部科７名、消防操法研修７名）

(4) 今後の消防団員の教育・訓練に関して、充実すべきものとしてどういったものが考えられますか？

- 消防団員の安全管理
- 携帯無線機及びトランシーバーの交信要領
- 常備消防と連携訓練

【東京都特別区】

(1) 消防団が主体（主に所属団幹部が指導者）となって実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 操法訓練
- その他、団教育訓練推進者、分団教育訓練推進者が指定されており、団、分団が主体となって実施している。

(2) 市町村（消防本部）が主体となって、又は常備消防と一緒に実施している教育・訓練としてどんなものがありますか？

- 東京都・〇〇区合同総合防災訓練
- 東京消防庁・〇〇区合同総防水防訓練
- 東京消防庁総合震災消防訓練

(3) その他にどんな教育・訓練がありますか？（県の消防学校等）

- 学校訓練（幹部教育、専科教育、基礎教育、団の要請に基づく訓練）
- その他の教育（資格取得講習、外部機関研修）
- 団点検

(4) 今後の消防団員の教育・訓練に関して、充実すべきものとしてどういったものが考えられますか？

- 安全管理教育
- 団専用無線機（MCA）に係る訓練